**平成２１年（フ）第４６６号**
愛媛県松山市南江戸６丁目１番15号　ＰＩＮＥ　ＷＩＮＤ　Ａｐｔ103号
債務者　菊池　友栄
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第７４号**
福岡県飯塚市潤野1296番地63
債務者　阿部　房代
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第８６号**
福岡県飯塚市忠隈208番地１
債務者　畠中　　唯
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第９４号**
福岡県飯塚市忠隈２番地17
債務者　波多野大介
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第９５号**
福岡県飯塚市下三緒281番地１　Ｍｉｋｉマンション24―205
債務者　波多野めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第９６号**
福岡県飯塚市川津433番地３　リバーサイドエルゼ101
債務者　谷川　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第９９号**
福岡県飯塚市忠隈444番地６
債務者　小鶴　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第１０７号**
福岡県嘉麻市熊ケ畑2077番地１、前住所福岡県田川郡福智町金田1988番地29
債務者　岡田　　司
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第１０８号**
福岡県飯塚市柏の森748番地
債務者　山口　泰代
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第１０９号**
福岡県飯塚市鯰田1526番地
債務者　江口ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第１１１号**
福岡県飯塚市枝国380番地１
債務者　奥原　信夫
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第３１０号**
福岡県久留米市国分町1594番地１　レジデンス国分ⅡＢ棟103号
債務者　山川　政次
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第３１１号**
福岡県久留米市国分町1594番地１　レジデンス国分ⅡＢ棟103号
債務者　山川　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第６０号**
福岡県八女市吉田2220―１　八女リハビリ病院、住民票上の住所福岡県八女市本町２番地113の３
債務者　角　　建治
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２１年（フ）第１５９号**
宮崎県小林市大字細野2864番地４
債務者　松本　典子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２１年（フ）第１７０号**
宮崎県都城市平塚町10132番地
債務者　益留　　修
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２１年（フ）第１０２号**
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田3966番地39
債務者　川端　純治
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係